

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 33 期豊島区青少年問題協議会第 2 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 7 年 11 月 21 日（金）16 時 30 分～18 時 00 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 804 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 (1) 子ども・若者の意見聴取・反映へ向けた手引き（素案） ① 子ども・若者の意見聴取・反映と政策について ② 特定課題をもつ子ども・若者の意見聴取・反映について (2) 「子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)」令和 6 年度事業実施状況に ついて 3 その他 4 閉 会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子（オンライン）、中野航綺、関根由紀子
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会 議 資 料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資 料 1 子ども・若者の意見聴取・反映へ向けた手引き（素案）</li> <li>・資 料 2 特定課題をもつ子ども・若者の意見聴取・反映について</li> <li>・資 料 3 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 6 年度事業</li> <li>・資 料 4 実施状況調査結果（重点事業） 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 6 年度事業実 施状況調査結果（資料編）</li> <li>・参考資料 1 委員の皆様からいただいた御意見について（第 33 期青少年問 題協議会第 1 回専門委員会） こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン</li> <li>・参考資料 2 ～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～ （令和 6 年 3 月こども家庭庁） 多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査 研究概要版</li> <li>・参考資料 3 ～声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴き、政策に反映す るために～（令和 6 年 3 月こども家庭庁）</li> </ul>

# 審 議 経 過

## 1 開会

(事務局より、各資料について説明)

## 2 議事

### (1) 子ども・若者の意見聴取・反映へ向けた手引き (素案)

#### ① 子ども・若者の意見聴取・反映と政策について (資料1)

事務局： (事務局より資料1について説明)

委員長： 今回は議題が2つあります。主に手引きの素案の方を軸に進めていきたいと思っています。

「子ども・若者総合計画」で規定した、区のあらゆる部署において子ども・若者の意見をしっかりと聴きながら施策を進めていくため、アクションステップを導入した具体的な手引き作りを現在進めています。

これまでのところ、こども家庭庁が『こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン』を出したり、名古屋市とか中野区が手引きに近いものを作ったりしているようですが、その他の自治体ではあまり増えていないようです。そういった状況にありますので、作成にあたり具体的に参考にできるものはいくつかはありますけれども、一から考えていかなければいけないということで、とても難しい作業になるかと思います。

主としてご意見をいただきたい部分としては13ページのところではありますが、それ以外のところも含めてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

本日の資料1について補足がありますので、私から最初に発言よろしいでしょうか。

まずタイトルの話になるのですが、先ほど例に挙げた中野区の場合は、『子どもの意見表明・参加に関する手引き』、名古屋市の場合は『子どもの社会参画のよりどころとなる指針』というふうに、「子どもの社会参加」とか「子どもの意見表明」というタイトルになっています。

これを踏まえて資料1を読むと、豊島区の場合は『豊島区子ども・若者等の意見聴取・反映に向けた手引き (素案)』となっていて、意見を聴くとか反映するということについて職員がしっかりと理解して取り組んでいくという、どちらかという職員の視点で書かれているように思いました。

また、「子ども・若者等の意見聴取」というところも、子どもが意見聴取をするかのように捉えることもできてしまうので、ここの表現も少し考えていく必要があるかと思いました。こういうところから議論するのもよいかと思いました。

タイトルは今日すぐに決める必要はありませんが、ご意見があれば反映させたり、例えば副題などがついたりしてもいいのかなと思いました。

委員： この手引きは、誰にどういった場面で活用されることを想定しているのか教えてください。

事務局： メインターゲットとして想定しているのは子どもに関わる職員や施設の職員で、そこにプラスして子ども若者に関わるNPOなどの民間支援団体ですが、「子ども・若者総合計画」はあらゆる取り組みの中で子ども・若者の意見を反映するという目的がありますので、目指すところとしては全ての職員、区民と対応する民間団体に広く配っていきたいです。ただ現状ですと少し表現が硬すぎる場所があると思っています。

今考えているのは、ここで伝えるべきことをまずしっかりと固めた後に、例えば青少年育成委員会など地域で活動してくださっている方々に向けたわかりやすい広報を、その一方で、職員にはどうやって実務に反映させていくかという応用をしていく形になると思っていますので、その柱となるものをここで作っていきたいと考えています。

委員： ありがとうございます。

手引きとかガイドラインというと、言葉の感覚としては、これを見てこうふうにやるといいよってという指南書的なニュアンスがあるのかと思いましたが、ここでは指南書というよりも、基本方針、核となる考え方というニュアンスのものでいいですね。

事務局： まずは職員がこれを読むことで、実務にちゃんと反映できる場所までの具体例は入れていきたいと思うのですが、多分これ1冊で全部カバーすることはできないと思っています。

委員長： 現状でもすでに20ページ以上あり、読み物としてはしっかりした量です。表現についてはもう少し検討をすることにしましょう。

委員長： 13ページまでの第2章ですが、前回の会議を受け、意見聴取と反映の意義についてはもっと強調をした方が良くと思い、5ページの一番下に、こども大綱の第4から「こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者が社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある」と一部抜粋したものを掲載してもらいました。続けて、2つの意義として、施策がより実効性の高いものになること、子どもや若者にとっても自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながることを加えていただきました。

意義の強調については、例えば6ページの3でアクションステップの説明、次の4でさらに考え方を詳細に説明していますが、例えば4の5行目までを3に統合して、最後に意義を記載するという流れにしてはどうかなと思いました。

そして、ここの部分のタイトルが「豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の意義」となるようなイメージです。

4の6行目からは、前回検討された「社会的な信頼を築いていく」という視点を新しく反映していただいています。これも大きく考えると意義の一つに入ってくると思うので、この次の部分から補足をして、後に意義を整理していくのはどうでしょうか。「子どもの意見聴取・反映の大前提として、子どもは社会における大切な一員であり、当然、その子ども自身に関係するすべての事項について意見や

気持ちを表明し、多様な社会的活動に参画したりすることは、子どもの権利として保障されている。」と補足した後に、意義の一つ目として、「施策や事業に、当事者である子どもや若者の意見が反映されることで、子どもや若者の状況やニーズを踏まえることや、実効性の高い政策づくり、事業や支援内容の質向上につながるができる」、これは大綱とほとんど一緒ですね。

二つ目は、「子どもや若者の『育ち』を支えることができる」ということです。広い意味での育ちで、自分の意見を表現したり、対話することがとても大切なんだとか、自身が身を置く社会に対する関心が深まったり、自分が意見を聞かれて反映されるという経験をする中で、自分が社会的に必要とされているんだという子どもや若者の自己肯定感の向上に繋がることとか、意見表明をすることによって、子どもたち自身の育ちにも繋がっていくと思います。

三つ目が社会的な信頼感です。

6 ページの4に「社会的信頼」としてもともと書かれていますが、子どもや若者が意見聴取や反映の取り組みを通して社会参画し、さまざまな人と出会い、対話をするという過程を経て、実際に社会をより良くしていく当事者になることで、社会的な信頼感を高めていくことに寄与するということです。

これらの意義を独立した形で掲載すると良いのではないかと思います。

こども大綱を引用する必要もなくなるかもしれません。

ただ、同じような内容が何度も出てくるよりは、豊島区独自の意義として、独自の項目建てをすることを検討してもいいんじゃないかなとも思います。

元々の6ページに戻りますと、「はじめに」という項目が目次に載っていましたので、一番下にある、「計画の理念である『子どもや若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区』の実現を目指していきます。」を「はじめに」のところに載せると良いと思います。

そのうえでもし行数に余裕が出しまったなら、意義などを載せてもよいかもかもしれませんね。

委員：

先日、武蔵野市で初めて、子どもの権利擁護センターのイベントがありました。

「まもルーム」という名前をつけてもらったので、まもルームカフェを開いて、来てくれた子どもがアイスを選んで食べられるようになっていて、食べている間に、まもルームがどういう場所なのかという説明をしました。

何かきっかけがないと、こちら側も、参加してくれる子どもも話すのがなかなか難しいだろうなということで、テーブルカーリングや世界の子ども権利かるたなどを置いてみたり、実際に相談をするときには、すごろくを使ったりして、止まったところで話をしてお互いのことを共有しながら進めていくような工夫をしています。

武蔵野市の場合は、子どもの権利が八つありますが、『今のあなたにとってこの八つの権利のうち一番大切なものはどれか、なんでそれを選んだのか、またはもしこのうちの権利の一つ捨てるとしたら、どれだったら捨てられるか』といった話をする中で、ちょっとした対話が深まり、話を聞くきっかけにもなります。そんな中から、リアルタイムで悩んでいることなどの相談めいた話みたいなものが出

てきたりもしました。

日常的な集まりではなく、ぱっと集まった場で人と思いを共有したり、子どもから意見を聞かせてもらったりすることを自然な形で実現するには、何らかのツールがあることが有効だということで、手引きの話に戻りますが、子どもの意見を聴取する方法とか手段みたいなものとして、こういったゲームみたいなものも活用したら子どもとの対話が良く進んだという事例をいくつか載せたりしておくことも良いのではないかなと思いました。

意義みたいなものが先に書いてあって、それを聞くための具体的な手段が掲げられていると、取り組みやすいのではないかなと思いました。

委員長

子どもの意見を聴くときにはどんな工夫や配慮をすればいいのかという点で、実践できるような、わかりやすい内容がどこかに入っていると、現場の職員により根付いた形で活用され広がっていきますので、入れていただくといいかなと思います。さらに、将来的にはこれを活用した研修などが行われると良いですよ。他にはいかがでしょうか。

委員：

意義というところでいうと、『子どもは意見を表出しないからといって意見がないわけではない』という真意であると同時に、これは言っていることなんだと子ども自身が思うことができれば、子ども自身の意識変容に繋がるようなこともあると思うのです。

そうすると、参加してもらうこと自体が、まず子どもにとっての最善の利益の入口ですよ。『こちらから意見を聴く場面を作るよう仕掛けていって、その子どもが意見を言えることによって政策が変わっていく。』こういうこともアクションステップに似たようなものであり、回り回っていくものとして、まず意見を言うことによって子ども自身が変わり、子どもが変わることによって行政が変わり、その子どもたちが親になった時には、もっと子どもたちが意見を言えるようになって社会が変わっていくという循環が生まれるというような表現をできると良いかなと思いました。

現行の記載は、あくまでも子どもの権利保障をしているにすぎず、豊島区にしていることの意義にはならないですよ。豊島区にいるとあなたはもっと輝けるんですよといった言葉もあると良いのかなとも思います。

委員長

子ども、職員、子どもが身を置く地域や社会、それぞれの場所での意義が捉えられる書きぶりが良いのではないかなということですね。

委員

細かいことになりますが何点か。

まず1点目として、文言について、13ページの表ですが、意見聴取のチャンネルの一番下が「援助」レベルとなっていますが、「援助」という文言が出てくるのは恐らくこのページだけで、他では「支援」が使われています。ここを「援助」という表現にした理由をお聞きしたいです。

2点目は、意見聴取をどこのレベルに位置付けたらよいのかという話で、子どもレターは、政策・計画レベル、事業レベルでもあるようにも思いました。「家庭、地域、学校という日常的な関わりの中」ということで資料では日常レベルに位置付けているのだと思いますが、例えば学校の取り組みへの意見を聴取するのであ

れば子どもレターは政策レベルに近いものでもあると思います。

3点目は、14 ページ第3章の1の(1)の②のところで「バイアス(偏見)を持たないこと」とありますが、偏見を持たないということより、バイアスがあるということを前提として、自分の持つバイアスに自覚的であるとか、自分のバイアスを押し付けない、という表現のほうが適切かと思いました。

最後に、11 ページに戻りますが、(4)「意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者」として、7つのパターンが下に続いているところについての書き方の順番や、言葉の並べ方といったレイアウトの話としての意見です。

内容としては良いと思いますが、書き方の順番については、まず意見を言うことが安全でないというのが前提というか前半に来るならば、今の順番だと社会的養護のイメージがちょっと悪くなってしまうような、もったいないように思いました。それなら例えば、「意見を言う環境に特別な配慮が必要な子ども・意見を言うことが安全・安心でない子ども」にして、社会的養護経験者やケアリーパーの話、虐待の話、性自認の話、いじめの話と続けていったほうが自然なのではないでしょうか。

委員長 ありがとうございます。その辺りも整理して反映していただければと思います。

委員 14 ページでの、偏見を持たないこととか、子ども・若者本人への感謝の気持ちを持ち尊重するということが留意事項として大前提のことですし、さらに⑤の成果に囚われすぎないというところでいうと、職員の方々が、「子どもの意見は0件でした」とは報告しにくいからという理由で、実績作りのために意見を聴くという状況にならないように配慮がきちんとあったらいいと思います。

委員長 7 ページからの第2章について、前回も議論しましたが形式的な面での補足意見です。

章のタイトルが「意見聴取の対象となる子ども・若者」ということで、どういう子ども・若者のことを対象とするのかがとても丁寧にまとめられています。

これはおそらく、名古屋市とか中野区のものにはみられない豊島区の特徴であり、良いと思いました。

これらを活かしつつこの章の流れを検討してみました。

まず、第2章のタイトルを「意見聴取の場面と対象となる子ども・若者」としました。

いただいた元の手引き素案では、意見聴取の対象となる子どもの設定が最初に出てくるので、その前に、どういう場面で子ども・若者の意見を聴くことが大事なのかを説明したうえで、その対象となる子ども・若者とは、のような流れにしたほうが良いと思いました。

次に、第2章の1を「子ども・若者の意見聴取・反映の場面」としてまとめてみました。

「子どもや若者にとって、自分自身に関係する事項について話し合われたり、決めていくことを通して自身に影響のおよぶ数多くの場面が挙げられます。それら

を意見聴取・反映の必要なレベルとして考えると、次のようなレベルを挙げることができます。」として、四つの視点に基づいたレベル分けをしますが、ここが難しいところです。

13 ページの表ですと、意見聴取のチャンネルと施策・事業の例との2項目が示されていて、その中の援助レベルでは事業例としてアシスとしまが載っています。

何らかの課題を抱えている子どもに対し、具体的な解決に向けて支援していくという事業において子どもの意見を聴くということですが、たとえばそこから政策に反映させるという点では、援助レベルの範疇を超えてしまっているのではないかなという思いがあり、ここの表現がすごく難しいなと思っています。同様に、さきほど話題に挙げたように、子どもレターも複数のレベルに関連してくるものですから、やはり表現の仕方にひと工夫必要かもしれないと思い、13 ページの表を少しアレンジして、意見聴取のレベル、意見聴取の目的、意見聴取のチャンネル・施策例の3項目にして考えてみました。

第3章でも委員からご意見をいただきました。ここにも、意見聴取・反映の取組の流れや、その際の留意事項といった大事なことが丁寧にたくさん盛り込まれていますので、少し整理しておくとうわりやすくなるのではないかと思います。具体的には、企画参加者の募集と告知を検討し場をどう作るのか、意見聴取と対話をどう進めていけばよいのか、どのようにフィードバックをしていくのか、といったことについての流れと、事務局でまとめている、聴く側の姿勢・心構えに関する留意点といった第3章に記載されている内容についての全体像を図で表すことによってさらに伝わりやすくするということです。

いずれにしても13 ページについては整理が少し難しい部分がありますが、ここまでで事務局からいかがでしょうか。

事務局

13 ページのこの図について、区側で考えていた内容としましては、まずこの4つの意見聴取のチャンネルというのは、区の業務の中での子どもの『接点』を想定して分類したものです。特に援助レベルで想定される子どもというと、何らかの課題があり困っている子どもですとか、障害のある子どもといった、特定課題のある子どもたちということになります。

チャンネルという用語については、子どもとの接点となるものという意味合いをもつものという認識をもって使っております。

事業レベルにおいても施策上、子どもたちと関わりのあるものとして、子ども・若者施設の利用者会議の中で子どもたちの声を聴く場面を設けているとか、としまキッズパークを整備するにあたって意見を聴くとか、そういった接点を例示しています。

政策・計画レベルにおいては、何か計画を作るときに子どもの意見や話を聞きたいというときの接点としてとしま子ども会議、日常レベルにおいてはこちら側の用意したチャンネルじゃなくても子どもたちが日常的に何かを言える接点として子どもレターを挙げています。

このチャンネルという用語が共通理解の難しいものでしたので、他の呼び方に変更したほうがよいかもしれないなとは思っています。

また、これらの各接点で得られた子どもの意見というのは、分類された接点に応じた意見が出てくるとは限らないものであり、例えば援助レベルの対象と想定している、何かに困っているお子さんから出てくる意見の内容が実は政策レベルで取り組んで変えていかなければならない課題だということがあるかもしれません。その一方で、日常レベルにおいて子どもレターで様々な意見をお子さんからいただきますが、公園でボール遊びをしたいという話から、いつも美味しい給食をありがとうといった温かいお話まで本当に様々なものが来ますので、意見聴取のチャンネル部分と、内容の部分とは常にリンクするとは限らないものと考えております。

取組の対象としては、日常レベルは子どもがいつでも思いついたら意見を出せる広範なもの、援助レベルでは本当にこの場でこの子どもたちの声を聴かないと、他で聴ける場はないだろうという部分に特化したものという捉え方をしております。

今回委員の皆様には整理をしていただいて、他の視点での表現の仕方であるとか、もう一度整理が必要だということがありましたので、どのようにすれば多くの人が共通理解できるものに行き着くかというところ、引き続きご意見をいただきたいと思っております。

委員長

確認しておきたいことは、例えば援助レベルでの事業としてのアシストしまにおいて、学校で過ごしづらいという子どもの救済に関わるためにその子どもから話を聞いたり面談をしたりしていく中で、聴く側の大人が、「学校が改革されればこの子は過ごしやすくなるのにな」と思ったとしても、その子ども自身が大事にはしたくないと言っているとしたら、それを政策レベルに勝手に持って行って反映させていくことはできないですね。子どものその場の最善の利益を考えなければいけないので、この援助レベルで聞いたことをその目の前にいる子どもの支援に活かすことはできるけれども、政策とか事業とか違うレベルに持っていくことはなかなか難しいという点を注意して書いておく必要があるのかなと思ったものですから。いかがでしょうか。

事務局

おっしゃる通りで、日常レベルから政策・計画レベル、事業レベルというこの設定については、基本的に子どもたちがどちらかという主体的に声を出せる環境を作った上で声を出すので、常に本人同意の意見が得られると思っております。

これに対して、援助レベルに関しては、恐らくその困り事の中に職員の気づきで「これはちゃんと取り組まなきゃいけないんだ」と感じたときに、子ども本人の同意を取り付ける必要があります。それは例えば、社会的養育の中で意見表明支援事業を行っていますが、聞き取りをしてこれは改善の必要があった場合でも、必ず子ども本人の同意を得てから次の展開へ進めているところです。この手引きの中にも援助レベルにおいて注意しなければならない点をしっかりと明記する必要があると認識しております。

委員

これから資料3や資料4のところでもそうした事業をどのように評価していくのかというところの視点も、今回何らかの形で入れられないかと思っております。

委員長の話にあったとおり、企画参加者の募集と告知、意見聴取の場作り、意見

聴取と対話の実施とフィードバック、それに対する聴く側の視点や留意点を書いてありますが、そういう事業を実施した後に年間を通して、あるいは実施の都度、どう評価検証していくのか、例えば子どもに情報提供することができたのかとか、いくつかの視点があると思います。

できればそういう自己点検の項目も入れておくと、子どもの意見聴取・反映の視点から自分自身ができているのかできていないのかというところの評価にも繋がるのではないかと思います。

委員長  
事務局

何かチェックリストのような形式でもいいのかもしれないですね。

この評価の視点の設定については、子どもの権利委員会でお話し合いをいただいているところです。こういう視点で評価したらいいのではないかというものが今年度で上がってきますので、それをこの中にきちんと入れ込んでいくという形で考えたいと思います。

委員長

それでは、次の議事に進めましょう。

(1) 子ども・若者の意見聴取・反映へ向けた手引き（素案）

② 特定課題をもつ子ども・若者の意見聴取・反映について（資料2）

事務局： （事務局より、資料2について説明）

委員長： 子ども会議や子どもレターという接点を持つ仕組みがある中で、特定課題をもつ子どもからの声をいかにしっかりと聴き取り施策に反映させていくかという、難しくも大変重要なところですね。普段から連携が行われているという特定課題特化タイプと複数課題タイプの2つのNPO法人の例をご紹介いただきました。ここでの趣旨としては、特定課題をもつ子ども・若者の声を聴くための仕組みをどのように作り上げると良いのかということについてご意見を伺いたいと思います。

委員： 2団体とも存じており、素晴らしい支援活動を実施しています。やはり、課題としては子どもがこういう団体に繋がれるようになるまでの仕組みを作ることですね。相談したいけどできないとか、保護者の方が自分の子への支援が欲しいと思っても子ども自身が繋がれていないとか、まだ繋がれていない子が繋がれる仕組みがあると良いのにと考えています。

委員長： 子ども達にとってそれほど負担がなく自分たちの想いや意見を伝えられるSNSなどのツールの活用のほか、意見を聴かせてくださいとこちらから行く姿勢でないといけませんよね。

委員： 川崎市には子どもの権利委員会があり、3年に1回調査を行います。量的、質的な調査をする部会を設けていますが、特定課題をもつ子どもや、なかなか量的調査の中では明らかにすることができないところには調査部会をつくり、直接意見を聴きに行くということをしています。そうして得られたものを政策に繋げていく仕組みを作っているところもあります。

やはり、常日頃から子ども・若者の支援活動をしている方々が一番詳しいと思いますので、青少年問題協議会や子どもの権利委員会でそういった団体の方々にご協力をいただき、特定課題をもつ子ども・若者の支援を通じて見えてくる現実的な課題をヒアリングする機会を設け、得られた情報を政策反映に活かしていくという段取りを整えていくのも一つの方法ではあるかなと思います。

委員： 特定課題をもつ子ども・若者の意見聴取の仕組みが成熟していくとはどういうことなのかという面から考えると、人が育っていくということに繋がればよいのだと思うのです。例えば、特定課題をもつ10代の子が、3年くらい経つと成長しますから、年下の世代と、少し年上の世代とを繋げる若者になっていると良いなというイメージです。

また、たとえば支援団体がワークショップなどの場を開くときに、司会などの役割をその団体の人ではなくて、子どもにやってもらって少し謝礼を渡してあげることができれば、子ども達もいろいろな経験ができますし、リーダーシップを発揮できることができたり、収入を得られるということで、特定課題をもつ当事者が力をつけていくプロセスを作ることもできると思うのです。

ですので、実現が難しい話かもしれませんが、時間をかける必要のある取組への財政的支援の検討も必要になると思います。

委員長： 団体が行う支援活動の中でも、当事者の社会参加を基盤としている面での意見を求めるようなケースですね。

委員： 様々な福祉の分野において、支援団体が集まって支援者会議が開かれていますよね。そういった場を作って意見交換が行われ課題や情報を共有することは大事なのですが、特定課題をもつ子ども・若者の意見聴取と反映という視点から考えると、私たちが知る必要があるのは、参加している団体からどのような意見を得ることができるのか、さらに、支援団体にとって難しい課題はどういうことがあるのかであり、それを把握したうえで子ども達をどうやって繋げていくかなのです。場を作って、来てもらう立場にいるのではなく、先ほどの川崎市の子どもの権利委員会のような、具体的に出向く、仕掛けていくというところへ意識的に目を向けて取り組むことがとても大事なことだと思っています。

委員長： そうすると、今後の子どもの権利委員会の動きをみながらということも含めて、支援団体の中で当事者が参加しながら主体的に意見を述べていけるような団体の取組みをサポートしていくという視点もあるのかなと思いました。それでは、次の議事に進めます。

## (2)「子ども・若者総合計画(令和2~6年度)」令和6年度事業実施状況について(資料3、4)

事務局： (資料3について説明)

委員長： 令和6年度の実施状況について報告書を作るという点と、新たに始まった計画の令和7年度以降の評価検証の仕組みをどのように実施していくのかというところ

です。現状の目標管理の視点としては、目標値、目標の性質があって、子どもの権利委

員会が新たに導入する項目は入っていないということですよ。

補足資料として、子どもの権利のための評価検証を整理した表を作成してみたのですが、計画内容の評価検証をする際に必要な定量的であるか定性的であるかを横軸に、職員の視点か第三者性のある視点かを縦軸にしています。

少し抽象的ではありますが。

委員： これらの事業のうち、旧計画から新計画になったときにどれが継続する事業なのかということについては各課で方針があるのでしょうか？

旧計画から新計画になる際に一度継続が切れると考えると、新計画になったときに、旧計画の最終年度の評価として出てきた今回の評価をどう活かすかということについて何か共通の方針などがあるのかという意味でのご質問です。

要するに、新計画になっても継続するということは惰性で引き継ぐのではなくて、新計画に移ったときにはその新計画の目標や新たな区の方針と当該事業との関連性を改めて皆さんに意識してもらうような動きはされているのでしょうか？

事務局： 新計画を策定するにあたり、各所管課の担当者に令和5年度の数値を見ていただき、これまでの経緯と、来年度からの新計画で変更のある点や追加される点を説明しました。そのうえで当該事業を新計画でも継続して掲載するかしないのか、継続する場合にはどういった目標を設定するか、その目標数値はどう考えるか、継続しないときにはなぜ継続しないのか、という聴き取りを一緒に行っております。

委員： そうすると、例えば見直し不要となっている事業は、従来と同じ目標でそのまま継続できる、あるいは特に変更をしなくても大丈夫だという認識をもって、そのまま続けることに意義があるとの判断がされていると考えてよいということでしょうか。私達が評価するときに、何かその点に触れた方がいいのかとか、新計画に移行したことを踏まえてこれからはこういう点を前提としてほしいみたいなことをこちらが言った方がいいのかとか、気になる点があったので確認としての質問です。

事務局： はい。ご認識の通りです。

委員長： 職員としてはこういう工夫をして、その結果子どもたちの置かれた状況がどう改善されたのか。職員の視点と子どもの視点をどういう指標や基準で、それぞれの評価に活かしてもらうのかというところをわかりやすく説明したり工夫していく必要はあるのかなと思いました。

委員： 評価がなるべく負担にならない形が良いと思っています。全てを可視化や数値化をする必要はなく、職員自身にこれを向上させたいという目標を決めてもらい、工夫して事業を行った結果どうだった どこに難しさなどを感じてそれに対してどう取り組んだかを書いてもらって評価するということをしてもよいのではないかと思います。

委員長： 日々業務にあたっている職員の方自身が最も実感している課題認識に基づいて課題や目標を出してもらって振り返ってもらいと、職員の実態に即した評価ができるようになりますね。

令和7年度以降、どういう指標を用いていくかを考えることにあとのくらい余

裕があるのかですが、事務局としてはどのように考えていますか。

事務局： まさにその評価をどのようにしていただくかという点は、子どもの権利委員会の方も共通で悩んでいるところでございます。というのは、全ての事業について点検・評価をいただくためにどうしてもそのボリュームが多くなってしまったり、各所管課が全ての事業について出していくことになりますので、文章力豊かに職員がちょっとした苦勞も織り交ぜたことをうまく書けているようなところもあれば、達成できたのかそうでないのかに結びつかない表現が見られるところもあつたりと、書きぶりにばらつきがあることがウィークポイントであつたと思つております。委員の皆様へ評価いただく際にも、評価以前に書きぶりが気になってしまうということがありました。

一方で、やはり全てにおいて、この子ども・若者総合計画に掲載されている事業であるということ認識しつつ、常に全ての事業について振り返るとするのは、職場にとってとてもよい機会であつたということなので、メリットとデメリットとの両方があつたかなと思います。

これまでのように所管課評価をもとにして委員の皆様へ全てを点検・評価してもらおうのか、いくつかピックアップして詳細を検討し、類似事業等に展開して参考にしてもらう手法にするのか、両方あると思います。

旧計画での最後の状況調査報告書は従来の形式で作成いたしました。新計画においてこれを継承するかどうかをぜひ専門委員会の皆様へご検討をいただきたいと思つております。

委員： アクションステップのフェーズごとの評価という手法もあると思います。企画、意見聴取と反映、フィードバック、政策への反映というステップがあつて、各事業がそれらを意識して進めていくことも目標として評価する。その後、いくつか事業をピックアップして、どこが達成できてどこに課題があるのかということを見て、こういうことは他の事業でも起こりうるかもしれないから参考にしようというフィードバックし、全庁的に取り組んでいきたいと思います。この手法は、アクションステップを導入した意義にも繋がると思っています。

委員長： 目標管理にアクションステップの視点を導入するということですね。

委員： 今年から参加して、若者支援といつてもこんなにたくさんの事業があることを初めて知りました。評価する側としては全部というより、数事業にしぼったほうが意見を出しやすいのですが、まずは、これだけの事業があることを皆さんに知ってもらったほうが良いと思つました。生きていく全てに渡つて事業があり、連動しています。そして、部署を横断した繋がりの中で、意見がきちんと届く良いと思つます。

委員長： いずれも子どもの権利の視点に立つた評価検証であることは前提として、目標管理の視点を工夫していくことと、いくつかの事業を選定して評価し、類似の事業を行う部署の参考になる表現とすること、の2点をどのように進めるかが大きな方向性になりますね。

委員： 令和7年度以降の評価軸をどうするかについては、まだ検討にかけられる時間が

あるようですが、先ほど挙げた、新たに導入したアクションステップに基づいた評価になるかと思っています。

令和6年度までの5年間の評価は、同じ枠組みで今まで評価していますので、これをもとに、開催が残り1回のこの専門委員会で我々が何をするのか、そして、次の全体会議にどのような形を出していくのかの整理をお願いします。

事務局： まず、令和6年度の実施状況調査について、3月の全体会議でどのように報告をするかですが、従来の形に添った形でご提示させていただいた今回の資料について、この出し方でよろしいかの確認をお願いします。

そして、この出し方でよいという場合には、全体会議では委員の皆様には様々な視点から自由にご議論いただく進め方をしてきたという経緯がありますが、昨年に関しましては、あらかじめ専門委員会より出していただいた評価コメントを委員の皆様にお配りする形をとりました。この昨年度を踏襲した出し方をするかどうかをご検討いただきたくお願いいたします。

委員長： 昨年度を踏襲してコメントを出すとしたら、本日のこの会議の場でなく、期日を設けて意見を出し合い、事務局でまとめてもらう形が一番良いかと思います。

委員： これまでの5年間の分は、同じやり方で良いと思います。

委員長： 令和6年度の評価は昨年度同様で進めることとして、令和7年度以降の評価の視点は、また考えていく形にさせていただきたいと思います。

それでは本日の議事は全て終了いたしました。事務局から連絡があればお願いします。

事務局： 次回は、第33期第3回専門委員会の開催を2月に予定しています。主な議題としては、①仕組みの実効性を点検評価する検証手法について、②子ども・若者の意見を聴取・反映する仕組みについて、③子ども・若者総合計画（令和2～6年度）令和6年度状況調査結果報告書についての3つを予定しています。後ほど、事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくごお願いいたします。また、そのご審議を踏まえて子ども・若者の意見を聴取・反映する仕組みについて総括し、3月に予定している第33期青少年問題協議会第2回定例協議会の場において審議をいただきたいと考えております。新しい計画が動き出して、1年目の取組としては、ここがゴールとなります。皆様、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。最後まで、よろしくごお願いいたします。

なお、今回の議事に対する御意見やお気づきの点等ございましたら、12月12日（金）までに、事務局までお寄せいただくと幸いです。

委員長： それでは以上をもちまして本日の第33期第2回専門委員会を終了いたします。

以上